

船舶用原動機放出量確認等規則に関する事項

制定規則等

船舶用原動機放出量確認等規則
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領（新規制定）
国際条約による証書に関する規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

制定及び改正事項

船舶用原動機放出量確認等規則に関する事項

制定及び改正理由

本会では、MARPOL 条約附属書 VI により要求されるディーゼル機関の窒素酸化物放出量の確認及び原動機取扱手引書の承認等については、同附属書 VI から参照される NO_x テクニカルコードの規定に従い実施している。

一方、NO_x 低減技術として採用される SCR 脱硝装置を備えるディーゼル機関にあっては、当該 NO_x テクニカルコードに加え、IMO が決議 MEPC.198(62)として定めるガイドラインも併せて適用する必要がある等、取扱いが複雑になっていた。

今般、窒素酸化物放出量の確認及び原動機取扱手引書の承認等の際に適用される上記の要件と、本会が当該確認及び承認に関する業務を遂行するのに必要な要件をまとめた規則である「船舶用原動機放出量確認等規則」を、より包括的で透明性の高い形にするために整理統合し、独立した規則として「船舶用原動機放出量確認等規則」を制定した。

また、SCR 脱硝装置を備えるディーゼル機関に対する上記のガイドラインの改正が、2017 年 7 月に開催された IMO 第 71 回海洋環境保護委員会（MEPC71）にて、IMO 決議 MEPC.291(71)として採択されたことから、関連規定を改めた。

制定及び改正内容

主な制定等の内容は次のとおり。

- (1) 機関の窒素酸化物放出量の確認及び原動機取扱手引書の承認等に関する業務の要件を、より包括的で透明性の高い形にするために、関連する条約要件と整理統合し、独立した規則として「船舶用原動機放出量確認等規則」を制定した。
- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則から前(1)の確認及び承認等に関する要件を削った。
- (3) SCR 脱硝装置を備えるディーゼル機関に対するガイドラインの参照番号を改めた。

改正条項

船舶用原動機放出量確認等規則 1.2.1, 2.1.1, 2.2.1, 2.2.2, 2.3.1, 2.3.2, 2.3.3, 2.3.4, 2.3.5 (削除), 4.1, 5.1, 5.2

船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 (新規制定)

国際条約による証書に関する規則 第一条

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 2.1.3, 8 編 1.1.2, 2.1.1, 2.1.3

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 2.1.3, 4.1.2, 8 編 2.1.1, 2.1.2, 2.1.3